

## 6次化商品販路拡大事業（第2回「高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう」）運営業務 公募型プロポーザル募集要領

### 1 業務名

6次化商品販路拡大事業（第2回「高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう」）運営業務

### 2 業務概要

いわき地域の豊かな農林資源を生かし、地元いわき市内の高校生と市内飲食店等が共同でいわき産農林産物を使用したいわきならではのグルメを開発・販売し、いわき産農林産物の新たな魅力を広く消費者に紹介する。

### 3 業務仕様

別紙「6次化商品販路拡大事業（第2回「高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう」）運営業務仕様書（案）」（以下、「業務仕様書（案）」という。）のとおり。なお、具体的な手法については、企画提案書の選定後に、提案内容を反映して決定し、仕様書を作成する。

### 4 見積限度額

金2,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

※褒賞、謝礼金及びその他準備費用など、事業に関する経費全てが委託料に含まれること。

### 5 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは、贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 福島県いわき市内で事業を実施することから、市内の情勢に詳しい者かつ、福島県内に本店又は、支店・営業所を有する者であること。

## 6 実施のスケジュール

令和6年6月25日(火)	プロポーザル実施要領の公表・質問書受付開始
令和6年7月2日(火) 17時まで	質問書の提出期限
令和6年7月4日(木) 17時まで	質問書への回答
令和6年7月11日(木) 17時まで	参加申込書の提出期限
令和6年7月19日(金) 17時まで	企画提案書等の提出期限
令和6年7月24日(水)	審査会(プレゼンテーション)
令和6年7月25日(木) 予定	審査結果の通知
令和6年8月上旬	契約締結

## 7 手続きに関する事項

### (1) 質問の受付

質問については、以下により受け付けます。

#### ア 受付期間

令和6年6月25日(火) から7月2日(火) 17時まで(必着)

#### イ 提出方法

「質問書」(様式1)を電子メール又はファクシミリにより福島県いわき農林事務所企画部へ提出してください。

電子メールの件名は「6次化商品販路拡大事業(第2回「高校生発! Iwaki ならではのグルメをつくろう」)運營業務に関する質問」とし、電子メール、ファクシミリともに電話にて送付した旨をお知らせください。なお、電話による質問の受付は行いません。

#### ウ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和6年7月4日(木) 17時までに福島県のホームページ上で公開します。

### (2) 参加申し込み

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」(様式2)を以下により提出してください。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

ア 提出期限  
令和6年7月11日（木）17時まで（必着）

イ 提出方法  
電子メール又はファクシミリによりいわき農林事務所企画部へ提出してください。  
電子メールの件名は「6次化商品販路拡大事業（第2回「高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう」）運營業務参加申込書提出」とし、電子メール、ファクシミリとも電話にて送付した旨をお知らせください。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式2）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出してください。

ア 提出期限  
令和6年7月19日（金）17時まで（必着）

イ 提出方法  
福島県いわき農林事務所企画部へ郵送又は持参  
※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の8時30分から17時15分までとします。ただし令和6年7月19日（金）は17時までとします。

ウ 提出書類  
(ア) 企画提案書（様式任意。ただし、日本工業規格A4判とする。）  
(イ) 事業経費積算書（様式任意。ただし、日本工業規格A4判とする。）  
(ウ) その他企画提案を説明するために必要な書類  
(エ) 団体概要（様式3）

エ 提出部数  
6部（正本1部、副本5部）

## 8 企画提案書の記載内容等

(1) 企画提案書

次の事項に注意して作成してください。

ア 業務実施体制  
総括責任者、事業実施に向けた役割分担、人員配置計画について明記すること。  
イ 第2回「高校生発！Iwaki ならではのグルメをつくろう」の企画・運營業務仕様書（案）で示した業務の目的、運営方針に沿って、事業運営について企画提案を行うこと。  
ウ 業務実施工程  
具体的な作業工程を提案すること。

(2) 事業経費積算書

経費区分が分かるように具体的に記載すること。なお、想定される支出を可能な範囲で記載すること。

(3) その他

想定しない経費及び業務については、その都度福島県及び委託者で協議するものとする。

## 9 企画提案書の評価基準、審査方法

### (1) 審査方法

プロポーザルによる各団体等からの提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。

### (2) 審査会（プレゼンテーション）

#### ア 開催日時及び会場（予定）

令和6年7月24日（水）（時間は別途通知）

福島県いわき合同庁舎4階大会議室

※企画提案者が審査会場に入室できる人数は3名までとします。

#### イ 所要時間（予定）

企画提案者による15分以内の説明と審査員による10分程度の質疑を行います。

### (3) 審査基準及び配点

審査項目		評価基準	配点
業務に対する考え方		・本業務の目的や内容を理解しているか。	15点
業務の内容について	協力店及び参加者募集 ・商品開発関係	・業務仕様書に示した運営方針を踏まえた内容となっているか。 ・協力店は、多様な商品が開発でき、多数の応募が見込まれるよう選定されているか。 ・商品開発に係るオリジナルレシピの考案者（以下、「高校生」とする。）及び協力店との連携体制は十分か。	20点
	商品開発後の展開	・企画の独自性が認められるか。 ・商品開発の成果を最大限に周知できる内容となっているか。 ・多くの消費者へ開発商品を提供できる内容となっているか。 ・アンケートの実施などにより、消費者の感想を高校生及び協力店等に還元できる内容となっているか。 ・開発されたメニューが事業終了後も販売継続、再販されることを目指した内容となっているか。	35点
	生産者との交流	・高校生が、テーマ食材の生産者との交流を通して、いわきならではの農産物の魅力を考えることができる内容となっているか。	10点
業務全般について		・事業効果が見込まれかつ実現可能なスケジュールとなっているか。 ・適切な積算となっているか。 ・業務を確実に実施できる体制が整っているか。	20点

(4) 業務委託予定者

- ア 最も総合得点が高かった者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）として決定する。なお審査結果は参加全員に書面で通知する。
- イ 提案者が1者の場合、過半数の審査員が100点満点中60点以上と採点すれば、その提案者を業務委託予定者として選定する。

(5) 通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

## 10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。

- ア 提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ウ 提出書類に不備があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本実施要領に違反すると認められる場合
- キ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた場合
- ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書を提出することはできません。

(3) 辞退

参加申込書（様式2）を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。

(5) その他

- ア 参加者は、参加申込書（様式2）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
- エ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。

## 11 契約に関する事項

(1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、基本的には業務仕様書（案）に業務委託予定者が提案した内容を反映させて確定

しますが、提案内容のとおりに反映されない場合もあります。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき業務仕様書を確定し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託費の上限価格を超えないものとします。

(3) 委託契約期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

(4) その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

## 12 問合せ先及び各種書類の提出先

〒970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地（福島県いわき合同庁舎3階）

福島県いわき農林事務所 企画部 地域農林企画課（担当：川上）

電話：0246-24-6197

ファクシミリ：0246-24-6196

Eメール：kikaku.af07@pref.fukushima.lg.jp